

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 目次 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

★保険 & 年金基礎知識～会社員を守っているのは？～

★トピックス～後期高齢者医療制度こんなケースも～

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

この4月から新社会人となられた方のために
 そして身近に、社会人一年生がいらっしゃる方のために
 会社員が働くことによって、
 そして日々生活していく中で、
 起こる様々なアクシデントから、公的保険等でどのように守られているか
 そして守られていない部分をどうするか
 お話していきたいと思います。

=====

★保険 & 年金基礎知識～会社員を守っているのは？～

●病気やけがは？
 業務上(つまり仕事関連)か私傷病(仕事以外の原因での)かで扱いは
 変わります。

業務上→労働者災害補償保険
 つまり労災で医療費用は全部面倒見てもらえます。
 この業務上には通勤も含みます。
 そして、病気療養のため働けずお給料が出ない日の4日目からは休業
 補償給付というお給料がわりの給付も出てきます。
 病気が長引けば治るまで医療費用は当然で続けますし、
 この休業補償給付が年金に変わります。

また治っても障害が残った場合は、その障害の程度に応じて
 障害の年金や一時金があります。

また、調整はされるのですが、障害の程度によっては
 厚生年金と国民年金からも障害の年金を受け取ることが
 できます。

私的な病気やけが→健康保険ですが、
 この場合3割の自己負担が必要です。
 私的な病気で働けない場合も、お給料が出なくなって4日目からは
 傷病手当金が大雑把に言うとお給料の3分の2ぐらい最長1年6ヶ月
 支給されます。

私的な病気やけがで障害となった場合は？
 健保と厚生年金に加入している会社員時代に、私的な病気やけがで
 障害となった場合は、一定以上の障害の場合(3級以上)で障害厚生年金が
 支給されます。

2級以上の障害であれば加えて障害基礎年金も支給されます。
 また2級以上の障害の場合、厚生年金からは配偶者加算、障害基礎年金
 からは子の加算も支給されます。

●不幸にして...
 会社員時代に業務上の事故で死亡すると
 労働者災害補償保険から遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の
 最先順位のもの) - * 但し妻以外は一定の年齢制限があります -
 に遺族の年金が支給されます。
 労災の場合でも、一定の遺族には遺族基礎年金や遺族厚生年金が

プラスされます。* 労災は全額支給されますが、遺族基礎、遺族厚生年金は併給の調整があります。

私的な病気の場合は、国民年金から遺族基礎年金(子、子のある妻のみ)、厚生年金から遺族厚生年金(配偶者及び子、父母、孫、祖父母のうち最先順位のもの) - * これも労災と同じく妻以外は年齢制限あり - が支給されます。

●西尾の解説

つまり、会社員は病気や死亡に関して言えば、最低限かもしれませんが生活が立ち行くように守られています。
元会社員、今自営業の西尾としては、この点はとても羨ましい！と思います。

では、会社員、どこが守られていないか！というと、病気になったその日から、不幸があったその日からの当座のお金(当座の生活資金)は会社は保障してくれないということなのです。
保障(補償の場合も)は後からやってきます。
当座のお金を担保しておくことはとても大切なことです。
もしもの場合、最低50万円は必要です。
社会人になったらまず50万円を目標にした **もしも貯金**を、私はお勧めしています。

そして、今民間の生命保険や医療保険、様々なニーズに備えた品揃えがあります。
掛け金も月々2, 3千円台から。入っておいて損はない！という感じです。

でも、ちょっと待って！
20歳代で月額8千円の生命保険に加入するとしましょう！
月8千円、安いもんじゃん！そのくらい払えるしいいじゃん！
でも年間9万6千円。10年で96万円。30年なら278万円です。
月額8千円、30年が期間の保険に加入することは、278万円の買い物をすることと同じことです。保険に加入することは高い買い物をすることです。

会社員は公的保険である程度は守られていることも考慮に入れてよく考えてから、保険は加入しましょう。

★トピックス～後期高齢者医療制度こんなケースも～

4月から、長寿(後期高齢者)医療制度がスタートしました。

保険証が、75歳以上の方のお手元に届いていないケースや年金生活者の生活を締め付ける現実が目に見えてきてこれでほんとうにいいのか？これでほんとうにやっていくのか？と疑問が湧いております。

こんなケースがありましたので、皆様にもお考えいただきたい、と思います。

ある伝統的なお仕事の事業主さん(76歳)がその業種の全国国民健康保険組合に加入し、その事業の従業員さん全員を加入させておられました。

しかし、この後期高齢者医療制度のスタートで、この事業主さん、その業種の全国国民健康保険組合からは実質脱退しなければならなくなりました。

その事業主さんが脱退となると、その下で働いておいでの方も

脱退しなければならなくなるため、営業責任者の組合員としては認めるが
ご本人の保険は後期高齢者医療制度からと云うことになるのです。

ご本人は、「年取ったさかい、こっから抜けろちゅうことは差別やないんかい？
いままで頑張って働いてきたのに。ちゃんと保険料も納めてきたのに
なんでなんや？」とがっかりされてます。

今の76歳、お仕事をお持ちで張り切って働いている方も大勢おいでです。
この制度、政府は高齢者に手厚い医療をという意図でスタートさせたのかも
知れませんが
現場の高齢者はそうは捉えていない、現実辛くなっているケース
これ以外にもまだまだたくさんありそうです。

~~~~~編集後記~~~~~

先週の日曜日、念願の地蔵禅院の桜  
見てまいりました！

JR奈良線玉水駅から玉川ぞいの満開の  
桜並木を堪能し、高台の地蔵禅院の  
枝垂れ桜も満開。

お花見の老若男女、様々な方々も  
みなおっとり楽しそうに花を愛でておいでで  
久しぶりに心安らいで楽しくも贅沢な時を  
過ごすことができました。

お花見のピークが終わってから申すのもなんですが  
JR玉水のお花見、とってもお勧めですよ！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

